平成２３年（フ）第１８１号
奈良市三条大路３丁目２番46―202号
債務者　石田　絵美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
奈良市左京２丁目２番地の２　６―201
債務者　尾﨑　友則
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
鳥取県米子市皆生５丁目７番54号
債務者　山影　和雄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５９号
鳥取県米子市両三柳928番地６フィオーレ203、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町塩津147番地
債務者　高見惠美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３０号
島根県出雲市下横町652番地１、前住所島根県出雲市塩冶神前６丁目５番７―45号　ハイツいいぐに
債務者　増金　　瞳（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４９７号
広島県廿日市市地御前北２丁目19番３―206号
債務者　横山　静子（旧姓宗信）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１０号
広島市南区宇品海岸１丁目10番７―1003号
債務者　武田　君江
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６３号
広島市佐伯区皆賀１丁目４番９―203号
債務者　山内　千代
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
徳島県吉野川市川島町児島字東須賀128番地２
債務者　松村　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
徳島県徳島市八万町大坪282番地
債務者　森北　知明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目10番30号、前住所愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番422号
債務者　藤田　常美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１９号
高知県安芸市川北甲3096番地
債務者　有澤　孝廣
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
高知県安芸市矢ノ丸４丁目６番24号
債務者　小松　英材
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
高知県安芸市日ノ出町６番23号
債務者　濱田　恭介
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町417、申立時の住所大分市大字片島1112番地の３
債務者　藤島　恭子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
大分市富士見が丘東３丁目10番４号
債務者　工藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
宮崎市恒久１丁目７番地８　第１塚田アパート201号
債務者　髙津　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係